

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	家庭相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育て支援課事務費（030201-010201）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠法令等	荒川区組織規則第17条	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・指導を行い、家庭生活の崩壊を未然に防ぐ。				
対象者等	区民				
内容	相談員による面接相談、電話相談 家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、その他				
経過	<p>昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始したものである。</p> <p>平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。</p> <p>平成13年度 東京都家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回）</p> <p>平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管。</p> <p>平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止。</p> <p>平成24年度 家庭相談員に元調停員による専門相談員を配置し、専門相談として強化した。 相談日：毎週2回 午後1時から午後5時</p>				
必要性	家庭生活における人間関係に係る相談を主として受ける本事業は、多様化している家族形態の中で、他機関で扱わない相談機関として継続していくことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 報償費による専門相談員1名 1 区民の来所面接相談 2 電話相談 3 家庭問題解決のため、他法、他施策の活用等の助言				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	6	6	4	4	4	4	2,001	
①決算額（24年度は見込み）	6	4	4	4	4	4	1,997	
②人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	2,135	1,281	2,118	2,036	1,308	847		
③減価償却費					726	311		
【事務分担当量】(%)	25	15	25	25	25	10		
合計(①+②+③)	2,141	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,997	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,141	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,997	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	離婚相談	4	0	6	9	2	1	80
	夫婦、親子関係相談	9	4	6	3	3	2	24
	その他相談	49	16	35	25	24	26	27
	宿泊所等入所件数(再掲)	4	3	6	4	4	7	7

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					家庭相談員報償費	1,997
	負担金及び交付金	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	家庭相談件数	37	29	29	131	—	平成24年度より専門相談
②							
③							

（指標分）	家庭相談とは、「家庭児童福祉の向上を図るための相談支援業務」とされているとおり、本事業においては、家庭生活における人間関係に係る相談を取り扱うことに特化するため、元家裁調停委員による専門相談員を配置。今後は専門相談として周知徹底する。火災等の一時保護事業や家賃滞納者による住宅困窮相談についても、本来の家庭相談業務ではないが家庭相談として残っており、業務内容の整理をする必要がある。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区） 家庭相談員設置区 18区。東京都家庭相談員連絡協議会 会員区17区 未実施区(文京・中野・北・葛飾)

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	専門相談員を配置したことで、家族問題によりきめ細かく助言・指導できる。年度内数回区報やホームページで周知する。	24年度の相談実績を踏まえ、周知方法・回数を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	平成24年度より、専門相談員による専門相談業務として行なう。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	母子自立支援プログラム策定事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠法令等	母子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成19年4月17日付け雇児発第0417003号）、荒川区母子自立支援プログラム策定員設置要綱、母子自立支援プログラム策定事業事務取扱要領	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、就労の専門相談員により個々の母子家庭の母の状況に応じて自立支援プログラムを策定して支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。				
内容	母子自立支援プログラム策定員により、児童扶養手当受給者等の自立及び就労のための支援を、個々の状況に応じた自立支援プログラム・就業支援を策定し、足立区公共職業安定所と連携しながら継続的に自立・就業支援を実施する。 （補助金） プログラム策定の1件につき 2万円の国庫補助金 プログラム策定の1件につき（1万円の2分の1）5,000円の都補助金				
経過	平成17年3月31日 厚生労働省より「母子自立支援プログラム策定員の設置について」通知及び「母子自立支援プログラム策定員の設置要綱」による技術的助言 平成18年4月 母子自立支援プログラム策定員の子育て支援部計画課への配置。国庫補助金は経費の全額補助 平成19年4月19日 厚生労働省より「母子自立支援プログラム策定員の設置について」を19年3月31日で廃止し、「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」についての技術的助言 平成19年度 国庫補助金がプログラム策定件数（面接2回以上を要件）×2万円となる（平成18年度から事業を行っている自治体のみ平成19年度は前年度補助金の9割補助） 平成20年度 都補助金の新設：面接1回及び電話2回以上の場合、1人につき、1万円×2分の1（5千円） 平成22年度 児童扶養手当の対象者が父子家庭の父を支給対象とするよう拡大されたことに伴い、就業支援対象者も対象を母子家庭の母からひとり親家庭の父母へと拡大された。 平成23年4月1日 「生活保護受給者等就労支援事業が『福祉から就労』支援事業」に移行したことに伴い、厚生労働省通知『母子自立支援プログラム策定事業等の実施について』の一部改正があった。				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・ 火・水・木の午後の予約による相談受付 一回50分程度 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 ポスター掲示				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,305	1,307	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	
①決算額（24年度は見込み）	1,040	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,164	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）						0		
③減価償却費						0		
【事務分担量】（%）						0		
合計（①+②+③）	1,040	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,164	
国（特定財源）	1,163	936	600	600	900	320	400	
都（特定財源）			130	200	125	125	50	
その他（特定財源）								
一般財源	-123	102	307	321	71	651	714	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	プログラム策定数(国庫補助金)	6	33	21	41	22	14	20
	都補助金対象数			5	44	14	14	10

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	
	付加報酬	60	付加報酬	60	付加報酬	120	
	旅費	1	特別旅費	0	特別旅費	8	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
①	プログラム策定数	41	22	14	20	20	
②							
③							

（問題点・課題分析）	区報及びホームページ等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されるよう努める必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：千代田区・目黒区・大田区・板橋区・江戸川区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。
②	就労支援課との連携により、荒川区の就労支援のケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。	就労支援課との連携により、ケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	母子家庭の自立にとって、就業支援は重要である。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	入院助産措置費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	入院助産措置費（030203-010401）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則第7条、荒川区入院助産実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。				
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）				
内容	東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 ただし、都立施設の場合は都負担となる。 1. 入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 2. 分娩介助料 185,910円 3. 胎盤処置料 実費 4. 新生児介補料 1日3,810円 5. 新生児用品貸与料 1日500円 6. 新生児介補料加算 1日3,190円 7. 保険料 30,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料） 利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付				
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。） 平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。				
必要性	保健上必要があるのに、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・ 窓口申込（助産施設入所申込書記入） ・ 面接記録表作成 ・ 訪問調査 ・ 助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知） ・ 病院へ費用支払い（異常分娩等入院助産に係る医療費については、国民健康保険団体連合会等を通じて、自己負担分・審査事務手数料を支払う）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	2,120	1,450	4,213	7,094	9,143	6,976	6,464	
①決算額（24年度は見込み）	2,119	830	4,212	7,094	3,052	3,312	6,464	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	2,989	2,135	3,388	4,072	2,616	1,694		
③減価償却費					872	622		
【事務分担量】（%）	35	25	40	50	30	20		
合計（①+②+③）	5,108	2,965	7,600	11,166	6,540	5,628	6,464	
国（特定財源）	797	436	2,030	3,478	2,124	1,668	2,956	
都（特定財源）	398	218	1,028	1,739	1,062	834	1,478	
その他（特定財源）	140	70	356	115	117	126	118	
一般財源	3,773	2,241	4,186	5,834	3,237	3,000	1,912	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	入院助産相談件数(新規)	40	24	22	14	19	18	20
	入院助産活動件数(延べ)	59	57	75	55	25	32	40
	助産決定件数(都立病院含む)	20	12	18	20	14	5	15
	区負担分(私立病院のみ・前年度決定分含む)	7	3	16	16	7	8	12

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		13委託料	審査支払手数料	1	審査支払手数料	1	審査支払手数料
20扶助費	入院料及び措置費	1,603	入院料及び措置費	1,261	入院料及び措置費	3,199	
	分娩介助料	1,038	分娩介助料	1,487	分娩介助料	2,231	
	胎盤処置料	25	胎盤処置料	28	胎盤処置料	43	
	新生児介補料	145	新生児介補料	198	新生児介補料	320	
	保険料	180	保険料	240	保険料	360	
	新生児用品貸与料	19	新生児用品貸与料	26	新生児用品貸与料	42	
	新生児室料	42	新生児室料	72	新生児介補料加算	268	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	入院助産決定件数	20	14	5	15	—	
②							
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。 ・出産間近な妊産婦を受入れる助産施設はほとんどないため、病院間の連絡調整が必要となっている。 ・産科医不足のため、都立病院での普通分娩予約が難しい状況となっている。（都立墨東病院ではハイリスク分娩のみ病院間で協議の上、受付ける。） ・都立病院では、妊娠初期に分娩予約が必要な状況である。 ・助産施設の減少。19年度当初48施設⇒24年5月末現在39施設（休止施設を除く）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	早期から指定施設に入所するように指導する。	早期から指定施設に入所するように指導する。
②	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	母子生活支援施設措置費（030203-010501）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱	
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 ● 入所世帯数 17世帯（42人） 平成24年5月初日現在（定員 20世帯）				
内容	生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。 1. 入退所事務 子育て支援課ひとり親女性福祉係 2. 母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋 ・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員 常勤職員7人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子支援員1人、心理療法担当職員1人、被虐待児個別対応職員1人、用務員1人〕 非常勤職員4人〔非常勤母子支援員1人、特別生活指導員1人、心理療法補助職員1人、自立支援員1人〕 嘱託医1人				
経過	● 昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。 ● 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。 ● 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮→母子生活支援施設 ● 児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。 ● 平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） ● 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止。2月 私立母子生活支援施設開設。 ● 平成18年6月 ショートステイ事業開始 ● 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	74,900	74,949	77,383	80,099	80,643	84,670	88,318	
①決算額(24年度は見込み)	74,555	73,689	76,769	79,665	80,146	78,831	88,318	
②人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	6,832	2,562	4,235	4,072	5,232	3,811		
③減価償却費					1,743	1,400		
【事務分担量】(%)	80	30	50	50	60	45		
合計(①+②+③)	81,387	76,251	81,004	83,737	87,121	84,042	88,318	
国(特定財源)	29,835	28,785	31,663	32,651	32,248	33,022	36,463	
都(特定財源)	14,924	14,393	15,831	16,342	16,124	16,828	18,231	
その他(特定財源)	251	103	218	191	192	149	163	
一般財源	36,377	32,970	33,292	34,553	38,557	34,043	33,461	
実 績 の 推 移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	月平均入所世帯数	19.7	18.2	18.1	19.4	19.3	18.5	19
	月平均入所者数	50.3	46.9	42.7	48.1	45.1	44.3	50
	相談件数(新規)	34	31	26	30	28	16	30
	入所世帯数(新規)	4	6	6	5	5	4	5

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助金及び交付金 扶助費 近接地外旅費	区単独助成		1,333	区単独助成	1,319	区単独助成	1,853
	母子保護費		78,813	母子保護費	77,512	母子保護費	82,599
				広域母子保護費	0	広域母子保護費	3,851
				施設訪問旅費	0	施設訪問旅費	15

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	退所（自立）世帯数	6	6	5	5	—	
②	退所（自立）人数	16	16	10	14	—	
③	平均在所年数（年度末現在）	2年 8ヶ月	2年 10ヶ月	3年 3ヶ月	2年 2ヶ月	—	

（問題点・課題）	<p>在所期間が長期化している世帯の自立に向けた自立支援計画の見直しと効果的な指導が課題となっている。</p> <p>また、区内にDV被害者の夫等がいる場合には、接近の危険性が高く、区内の母子生活支援施設に入所措置することは好ましくない。DV加害者等からの追跡の危険性があり、監護すべき児童の福祉が欠けるとされる母子世帯に対して、特例として他自治体の広域受入可能な母子生活支援施設へ入所措置する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）</p>

問題点・課題の改善策	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	<p>在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。</p>
②	<p>区内だけでなく区外の母子生活支援施設への入所を行う。</p>
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	入所措置を充実する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	母子相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	母子相談事業費（030204-010101）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法 ・東京都母子福祉資金貸付条例（条例による事務処理の特例）	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員（女性相談員と兼務）が助言、指導を行い、これらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。				
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）				
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）				
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める				
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 母子自立支援員1名（女性相談と兼務） 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	177	131	137	147	262	135	198	
①決算額（24年度は見込み）	133	101	100	113	200	112	198	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	5,978	5,551	7,623	6,922	3,488	5,505		
③減価償却費					2,034	2,022		
【事務分担量】（%）	70	65	90	85	70	65		
合計（①+②+③）	6,111	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	198	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	6,111	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	198	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	母子福祉資金貸付相談	204	198	169	218	237	161	200
	住宅相談	17	30	13	15	33	14	20
	家庭紛争相談	5	3	2	0	2	1	0
	その他相談	232	221	385	237	333	308	250

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品費（書籍）	7	7	11	11	11	11
	印刷製本（納付書等）	192	192	100	100	185	185
	分担金	2	2	2	2	2	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	母子相談件数	470	605	484	600	—	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	母子世帯がかかえる様々な問題を解決するうえで、他の関係機関との連携を深めることが必要である。
	（実施 22 区 未実施 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	母子世帯の自立を支援するため、PRを徹底し、相談体制を強化する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	母子自立支援給付金事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
			担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	母子家庭自立支援給付金事業（030204-010201）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 16 年度		根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）自立支援教育訓練給付金事業実施要綱・高等技能訓練促進費事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。					
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。					
内容	（自立支援給付金）母子世帯の母が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限） （高等技能訓練促進費）母子世帯の母が看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間に対して月額10万円（平成24年度以降入学者【平成21年6月～平成24年3月入学者は月額14万1千円】）を給付する。					
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定） 平成19年9月 国の雇用保険法にて教育訓練給付金は2割になったが、荒川区は給付金の4割給付を継続。 平成20年4月 国の要綱改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成21年度入学者から、入学支援修了一時金の新設、及び支給額について、課税世帯は訓練促進費等を非課税世帯の半額とすることとした。 平成21年2月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成21年2月4日から、支給期間を最後の3分の1から後半の2分の1に変更した。 平成21年6月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成21年6月5日から、支給期間を後半の2分の1から全期間に、支給金額を非課税10万3千円から14万1千円（課税世帯半額）へ変更した。 平成24年4月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成24年4月以降に入学者に対して、支給金額を非課税世帯14万1千円から10万円（課税世帯は70,500円に変更なし）へ変更した。					
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	3,236	1,677	4,005	5,074	14,257	17,473	5,684	
①決算額（24年度は見込み）	613	1,950	3,130	5,059	13,939	8,740	5,684	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	3,843	3,843	2,118	2,850	2,180	2,964		
③減価償却費					1,307	1,089		
【事務分担当量】（%）	45	45	25	35	45	30		
合計（①+②+③）	4,456	5,793	5,248	7,909	17,426	12,793	5,684	
国（特定財源）	232	1,236	2,163	2,091	5,145	1,441	2,152	
都（特定財源）	0	0	0	1,802	5,868	5,079	1,984	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,224	4,557	3,085	4,016	6,413	6,273	1,548	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	自立支援給付金事業	6	6	4	2	3	0	5
	高等技能訓練促進費事業	1	2	3	4	8	6	5

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	一般需用費	87	一般需用費	80	一般需用費	94
負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	4,768	高等技能訓練促進費	8,660	高等技能訓練促進費	5,442	
	教育訓練給付金	204	教育訓練給付金	0	教育訓練給付金	148	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	高等技能訓練促進費支給件数	4	8	6	5	—	21年6月より、2年以上の養成期間中の全期間に対し支給対象となったため、次年度へ継続して支給する人がいる。件数は年度毎の支給件数のため、同一人物でも継続支給者は年度毎に1件とカウントしている。
②	入学支援修了一時金支給件数	1	4	4	3	—	20年度入学者より、終了後に一時金の支給
③	自立支援教育訓練給付金支給件数	2	3	0	5	—	

（問題点・課題） （指標点分析）	<p>区報及びホームページ等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されるよう努める必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	母子家庭の自立にとって、教育訓練や能力開発は重要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田	
		担当者名	山田	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	女性福祉資金貸付金（030204-010301）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることによりその経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。					
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 ① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③ 20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）					
内容	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子
	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%
	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%
	技能修得資金	(月額) 65	無	結婚資金	300	1%
	就職支度資金	100	無	修学資金	(月額) 18~64	無
	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無	就学支度資金	39~600	無
	生活資金	(月額) 141~103	無			
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成19年3月 各種資金の貸付け限度額、技能習得資金の据置期間及び生活資金の体系を都条例と同様とするほか、修学資金については、条例では学校ごとの限度額を規定する方式に改正。大学は専門職大学院を含めることとした。 平成23年4月 新規貸付を停止し、継続貸付分及び償還金事務のみの事業とする。					
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能の為、23年度から新規貸付受付は停止する。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 平成23年度より新規貸付を停止し、継続貸付分（平成25年3月までで終了）及び償還事務のみを実施する。償還事務は、債権管理委員会において債権の整理を行なっている。					

予算・決算額等の推移		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	1,200	1,800	1,800	1,248	1,380	1,944	648
	①決算額（24年度は見込み）	990	1,200	0	337	1,026	1,944	648
	②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	2,135	1,281	847	814	875	2,541	
	③減価償却費					291	933	
	【事務分担当量】（%）	25	15	10	10	10	335	
	合計（①+②+③）	3,125	2,481	847	1,151	2,192	5,418	648
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
その他（特定財源）	1,667	1,667	1,667	1,812	1,699	1,927	1,224	
一般財源	1,458	814	-820	-661	493	3,491	-576	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	修学資金	0	1	0	0	2	3	1
	就学支度資金	1	1	0	1	0	0	0
	技能習得資金	1	1	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	貸付金	就学支度資金貸付金	1,026	修学資金貸付金	1,944	修学資金貸付金	648

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	貸付件数	1	2	3	1	0	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	償還率を向上させるために、さらに努力が必要であり、特に、長期未納者対策が課題となっている。											
	現年度 単位：千円						過年度 単位：千円					
		21年度	22年度	23年度			21年度	22年度	23年度			
	調定額	1,811	1,764	1,533			1,509	1,508	1,426			
	償還額	1,760	1,575	1,485			52	123	123			
	償還率(%)	97.2%	89.3%	96.9%			3.4%	8.2%	8.6%			
	不能欠損額							145	192			
	未償還額	51	188	47			1,457	1,240	1,111			
他区の実況	(実施 14 区 未実施 8 区) 未実施区 8区 (千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾、大田、中野)											

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	長期未納者に対し訪問調査及び電話調査を行い、生活実態を把握し償還するよう働きかける。	24年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証し、さらに償還に対しての効果的な働きかけを行なう。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
休止・完了	休止・完了	実績が少なく、類似事業で代替可能であったため、23年度より新規の貸付を停止した。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	女性相談事務費（030204-010302）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 32 年度		根拠	東京都女性相談員設置要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	売春防止法 DV法	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、①婦人保護施設入所（売春防止法） ②生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居） ③自立（住込み就労等）のいずれかに決める。				
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築 平成13年4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV法」）制定 平成14年度 事業名変更 婦人相談事業費⇒女性相談事業費 平成16年 DV法改正 平成19年 DV法改正				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 婦人相談員1名 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更生に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	93	112	120	114	115	114	65	
①決算額（24年度は見込み）	76	76	67	59	39	86	65	
②人件費等	5,978	8,540	8,470	7,330	4,796	5,081		
③減価償却費					1,888	1,866		
【事務分担量】（%）	70	100	100	90	65	60		
合計（①+②+③）	6,054	8,616	8,537	7,389	6,723	7,033	65	
国（特定財源）	664	664	664	666	666	665	665	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	5,390	7,952	7,873	6,723	6,057	6,368	-600	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	女性福祉資金貸付（新規相談）	6	6	3	7	12	0	0
	女性相談（貸付を除く新規相談）	62	62	67	93	110	110	100
	女性相談センター等入所（再掲）	18	11	10	5	7	9	10
	DV相談件数（再掲）	38	39	37	62	75	68	60

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	書籍購入等	25	書籍購入・印刷製本	58	書籍購入	25	
役員費	郵送料、移送費	11	郵送料、移送費	25	郵送料、移送費	37	
分担金	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	女性相談件数（新規）	100	122	110	100	—	
②							
③							

（問題点・課題）	<p>1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性、母子が年々増大しているため、受入施設を増やすことが求められている。</p> <p>2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携等、女性相談に関する体制整備・充実が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急に保護を必要としている女性や女性と同伴児童が安心して避難できる受入施設（母子生活支援施設の広域利用など）を増やすよう都に働きかける。	ドメスティック・バイオレンス被害の男性が避難できる受入施設を作るよう都に働きかける。
②	ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増え、内容も複数課に関係して支援するケースが増えている。一層、子ども家庭支援センター、生活福祉課、学校、保育園、保健所、男女平等推進センター等の関係機関と密な連携をとる。	区内部の関係課だけでなく、他自治体や警察や施設などとも一層の連携をとる。
③	関係各課の加害者対応の見解を統一化する。	関係各課の加害者対応の見解を統一化する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	DVに係わる相談が増加する中、PRを徹底し、相談体制を強化する。

議会議要旨（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（030204-010501）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠法令等	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。				
対象者等	ひとり親家庭の親子				
内容	<p>低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する</p> <p>[14年度から]</p> <p>① 指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（グリーンパル那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ）、日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス）</p> <p>② 助成限度額 宿泊：大人・子供ともに 3,000円 日帰り：大人・子供ともに 1,000円</p> <p>③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可</p>				
経過	<p>昭和46年 東京都母子休養ホーム事業 昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業</p> <p>昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業(父子に拡大) 昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更</p> <p>平成元年 2泊から3泊に拡大 平成4年 日帰り施設指定(3施設) 平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正 平成12年 日帰り子供の助成限度額を都基準額に改正(2,000円→1,500円)</p> <p>平成13年 指定施設変更(「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定) 対象年齢を「20歳未満」から「18歳未満達した年度末まで」に改正</p> <p>平成14年 指定施設変更(宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定) 宿泊施設(72ヶ所→3ヶ所) 日帰り施設(4ヶ所→3ヶ所) 助成限度額変更(宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円) (日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円) 利用限度回数変更(宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可)</p>				
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	年度当初に指定施設と契約。利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し直接申請者に配布していたが、平成23年5月から利用券方式に変更した。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	628	628	834	894	842	1,039	823	
①決算額(24年度は見込み)	484	626	744	894	745	632	823	
②人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	1,281	1,708	847	814	1,744	847		
③減価償却費					581	311		
【事務分担量】(%)	15	15	10	10	20	10		
合計(①+②+③)	1,765	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	823	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,765	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	823	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	宿泊利用者	60	79	91	98	68	68	80
	日帰り利用者	315	307	519	600	541	428	583
	遊園チケット繰越分利用者(外数)	11	0	48	0	35	38	0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	使用料及賃借料	宿泊施設利用料	204	宿泊施設利用料	204	宿泊施設利用料	240
		日帰り施設利用料	541	日帰り施設利用料	428	日帰り施設利用料	583

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	利用者延人員	698	609	496	663	—	
②	遊園線越チケット利用延人数	0	35	38	0	—	
③	利用券未引替延人員（日帰り）	—	70	153	0	—	22年度より統計

（問題点・課題）	<p>本事業の認知度は低いと考えられる。予算に対する利用率は高いが、対象世帯は利用世帯を大きく上回ると考えられるため、一層の事業の周知ならびに、予算の確保が求められる。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>未実施区（墨田・豊島・足立・葛飾）</p>

問題点・課題の改善策	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ポスター・チラシ等を作成し、公共施設に掲示。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ひとり親家庭サポート事業（030204-010601）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法第17条（居宅等における生活支援）・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当し支援が必要な場合。 ①ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合②ひとり親家庭の親が職業能力開発センター等に通学、母子自立支援プログラム参加等、親族等の冠婚葬祭に出席、学校の公的行事参加等の場合③ひとり親となって1年以内のため援助が必要と判断できる場合				
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】 同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】 午前7時から午後10時までの間で、2時間以上で8時間以内（1時間単位） 【援助内容】 ①育児サービス ②家事援助サービス				
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生 平成14年度 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定） 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた				
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託 ケアサービス大和田（339,534円） （株）日本デイケアセンター（211,157円） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼する。 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料を支出				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	224	135	2,078	1,958	1,029	890	623	
①決算額（24年度は見込み）	160	84	249	794	326	402	623	
②人件費等	1,281	854	847	814	2,616	4,235		
③原価償却費					872	1,555		
【事務分担量】（%）	15	10	10	10	30	50		
合計（①+②+③）	1,441	938	1,096	1,608	3,814	6,192	623	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,441	938	1,096	1,608	3,814	6,192	623	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	利用世帯数	1	1	3	4	7	11	15
	利用日数	16	8	36	105	33	52	84
	登録世帯			9	14	15	22	25

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	ヘルパー派遣委託	326	ヘルパー派遣委託	402	ヘルパー派遣委託	623

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
①	ヘルパー利用時間数	585時間	203時間	218時間	354時間	—	
②	ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	5.6時間	6.2時間	4.2時間	4.2時間	—	利用時間数／利用回数
③	ヘルパー利用回数	105	33	52	84	—	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 登録世帯が少ないので、事業の周知方法を工夫する必要がある。 登録世帯の利用状況に偏りが見られる。（該当条件に外れた要件で申し込むなど） 登録世帯の多くがI区分（利用料無料）のため、気軽に当日キャンセルする世帯があり、区と委託業者の間で契約上の問題が生じることがある。 感染性疾患や当日の急な依頼には対応することが困難である。（人的手配が困難）
	他区の実施状況 （実施 19 区 未実施 3 区） 未実施区 墨田区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報で周知する。また、児童扶養手当の現況届通知にチラシを同封して周知する。 カウンターの目に付くところにチラシ掲示する。	24年度の広報の手法により登録者数の増加等検証し、周知方法及び実施内容を検討する。
②	利用条件の緩和（残業対応をする）。	利用条件について、国・都の基準を超えての要望（リフレッシュ目的）等について検証する。 ※リフレッシュ目的はショートステイ事業（有料）がある。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	ひとり親家庭の生活を支援することは重要であり、利用促進に努める。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No.1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田	
		担当者名	高瀬	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	都会計のため予算コードなし					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業			
開始年度	● 昭和 ○ 平成	28 年度	根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の1 7の2（条例による事務処理の特例）による「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」		
終期設定	○ 有 ● 無	年度				
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。					
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先 3 日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 4 生活保護受給者→貸付可					
内容	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子
	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額)141	無
	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無
	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無
	修業資金※	460	無	修学資金 ※	(月額)18~64	無
	就職支度資金(子のみ※)	320	無	就学支度資金 ※	39~590	無
	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無			
○ ※以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子 ○ ※の資金は無利子 保証人はなし（子が借受人になる場合は、保証人が必要）						
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行（旧法廃止） 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（題名改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化（技能修得・就職支度・修業資金・生活資金（技能修得資金と合せ貸しの場合）） 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 医療介護資金を借り受けずとも、生活資金を借り受けられるように貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化 及び保証人が立てられない場合有利子にて貸付可とする保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分減額。					
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) <貸付審査会>適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知					

予 算	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額（都会計）	31,682	36,947	36,371	40,612	47,998	60,335	53,860	
①決算額（24年度は見込み）	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	53,860	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	10,248	8,540	6,776	6,108	8,720	7,622		
③減価償却費					3,777	2,799		
【事務分担当量】（%）	120	100	80	75	130	90		
合計（①+②+③）	41,330	39,997	42,863	45,413	57,123	64,984	53,860	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	53,860	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	10,248	8,540	6,776	6,108	12,497	10,421	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	修学資金	37	47	54	62	59	72	92
	就学支度資金	27	11	17	19	24	32	30
	その他	2	1	4	1	4	8	4
	貸付額	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	53,860

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	歳入歳出	貸付金	44,626	貸付金	54,563	貸付金	53,860

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	貸付件数	82	87	112	126	—	
②							
③							

（問題点・課題） 指標分析	償還率は横ばいであり、今後も細かな滞納対策が必要である。			単位千円		
		21年度	22年度	23年度		
	調定額	67,829	69,106	75,549		
	償還額	24,006	22,822	27,492		
	償還率(%)	35.4	33.0	36.3		
	未償還額	43,823	46,284	48,057		

他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
-------	-----------------

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	償還率は横ばいであるが、今後も細かな滞納対策が必要である。貸付者に電話及び訪問するなど、償還するよう指導する。	24年度の督促等による償還状況を検証し、効果的な滞納対策を行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名 担当者名	子育て支援部子育て支援課 岡田	課長名 内線	川和田 3816																
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	児童育成手当（030203-010102）																				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業																
開始年度	● 昭和 ○ 平成	47 年度	根拠 法令等	荒川区児童育成手当条例・同施行規則																	
終期設定	○ 有 ● 無	年度																			
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画																	
行政評価 事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]																			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																			
目的	児童を養育している母・父子家庭等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。																				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 父又は母が死亡した児童（生死不明の場合） ・ 父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・ 母又は母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・ 父母が離婚した児童 ・ 父又は母が重度の障がい有する児童 ● 20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障がい児の保護者 																				
	<table border="1"> <tr> <th>受給児童数</th> <th>受給者数</th> <th>父子家庭児童（再掲）</th> <th>父子家庭受給者（再掲）</th> </tr> <tr> <td>2,752</td> <td>1,989</td> <td>178</td> <td>126</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（24年4月1日現在）</p>	受給児童数	受給者数	父子家庭児童（再掲）	父子家庭受給者（再掲）	2,752	1,989	178	126	<table border="1"> <tr> <th>所得制限 (千円)</th> <th>扶養人数</th> <th>育成手当</th> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>3,684</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>4,064</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>4,444</td> </tr> </table>	所得制限 (千円)	扶養人数	育成手当		0	3,684		1	4,064		2
受給児童数	受給者数	父子家庭児童（再掲）	父子家庭受給者（再掲）																		
2,752	1,989	178	126																		
所得制限 (千円)	扶養人数	育成手当																			
	0	3,684																			
	1	4,064																			
	2	4,444																			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 育成手当 児童一人 13,500円/月 ● 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 ● 都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。 																				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ● 都事業として始まり、現在に至る。 ● 平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） ● 平成24年度より報償費、一般需用費、役務費、事務費から組替え 																				
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																				
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）</p> <p>子育て給付係窓口にて申請受付→審査→決定・給付〔区長決定〕</p> <p>年1回（6月）受給資格確認のため現況届（所得状況届）受付を行い、資格継続の有無を確認する。</p>																				

予算・決算額等の推移		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	488,126	471,718	476,107	486,685	470,827	477,321	461,335
	①決算額(24年度は決算見込み)	449,176	471,497	468,662	466,748	466,750	461,713	461,335
	②人件費	7,686	8,540	8,470	6,515	6,976	4,235	
	③原価償却費						1,555	
	【事務分担量】(%)	90	100	100	80	80	50	
	合計(①+②+③)	456,862	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	461,335
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
その他(特定財源)								
一般財源	456,862	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	461,335	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	育成手当児童数(月平均)	2,709	2,764	2,760	2,747	2,734	2,695	2,686
	障がい手当児童数	123	128	115	117	130	137	136
	併給(再掲)	(25)	(18)	(20)	(22)	(22)	(19)	(19)
	受給児童数計(月平均)	2,832	2,892	2,875	2,864	2,864	2,832	2,822

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	育成手当 @13,500×延べ 32,794人 (月平均2,734人)	442,539	育成手当 @13,500×延べ 32,338人 (月平均2,695人)	436,200	育成手当 @13,500×延べ 32,238人 (月平均2,686人)	435,213
	障害手当 @15,500×延べ 1,562人 (月平均 130人)	24,211	障害手当 @15,500×延べ× 1,646人 (月平均 137人)	25,513	障害手当 @15,500×延べ× 1,631人 (月平均 136人)	25,281
報償費	障害判定謝礼		障害判定謝礼		障害判定謝礼	24
一般需用費	事務用品、印刷製本		事務用品、印刷製本		事務用品、印刷製本	247
役務費	郵便料、通信料		郵便料、通信料		郵便料、通信料	570

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	育成手当受給児童数	2,634	2,595	2,633	2,686	—	(年度末児童数)
②	障害手当受給児童数	130	133	138	136	—	(年度末児童数)
③							

（問題点・課題） 資格のある方がもれなく受給できるようにする。特に、数少ない父子家庭への支援であるので、制度の周知に努める。

（実施状況） (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。
②	22年度税制改正に伴う、特定扶養控除廃止（上乘せ分）の影響を無くすため、区独自の事務処理を行なう。	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乘せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整をする。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

（状況）

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田																				
		担当者名	高橋	内線	3816																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）																								
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業																					
開始年度	●昭和 ○平成 36年度		根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																					
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	特別児童扶養手当の支給に関する法律																					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画																				
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]																							
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																							
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																							
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。																								
対象者等	<p>【児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象） 次のいずれかに該当する、18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している父若しくは母又は養育者 ① 父母が婚姻を解消 ② 父又は母が死亡（生死不明の場合も） ③ 父又は母が重度の障がい者 ④ 父又は母に1年以上遺棄されている状態が続いている ⑤ 父又は母が1年以上拘禁されている状態が続いている ⑥ 婚姻によらないで生まれた</p> <p>【特別児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象） 障がい児の父若しくは母又は養育者がその障がい児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者</p>																								
内容	<p>●児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・1月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円/月、3人目以降はひとりにつき月3000円/月が加算される。</p> <p>●児童扶養手当 全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有） ●特別児童扶養手当 1級：50,400円 2級：33,570円（物価スライドによる変更有） ●手当額計算方法 41,420－（所得額－所得制限限度額）×0.0184162</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>児童扶養手当（全額支給）</th> <th>児童扶養手当（一部支給）</th> <th>特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>190,000円（未満）</td> <td>1,920,000円（未満）</td> <td>4,596,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>570,000円（未満）</td> <td>2,300,000円（未満）</td> <td>4,976,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>950,000円（未満）</td> <td>2,680,000円（未満）</td> <td>5,356,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（1人増に月380,000円加算）</td> <td>（1人増に月380,000円加算）</td> <td>（1人増に月380,000円加算）</td> </tr> </tbody> </table>					扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当	0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）	1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）	2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）		（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）
扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当																						
0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）																						
1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）																						
2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）																						
	（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）																						
経過	<p>●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） ●平成14年7月末までは、区は受け付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務） ●上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当での支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。 ●平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 ●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3 ●平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置。ハローワーク等と連携。受給者に対する就業・自立支援を実施 ●平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。 ●平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。 ●平成23年4月～手当額変更全額支給：月額41,550円、一部支給：41,540円～9,810円 10円単位（物価スライドによる変更有） ●平成24年4月～手当額変更全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p>																								
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																								
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） 【児童扶養手当】 ●子育て支援課受付→認定（区長）→給付 ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月） 【特別児童扶養手当】 ●子育て支援課受付受理→都へ提出→（都が認定） ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月） 特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。</p>																								

予算・決算額等の推移		（単位：千円）						
	予算額	692,155	656,279	663,102	653,188	657,660	682,571	674,356
	①決算額（24年度は見込み）	649,802	655,484	649,453	636,552	656,708	670,812	674,356
	②人件費	17,934	17,080	16,940	10,589	10,464	16,942	
	③減価償却費					3,486	6,749	
	【事務分担当量】（%）	210	200	200	200	120	217	
	合計（①+②+③）	667,736	672,564	666,393	647,141	670,658	694,503	674,356
	国（特定財源）	216,634	219,350	216,502	211,993	217,674	222,573	224,090
	都（特定財源） 無料バス外	64	74	67	67	66	64	65
	その他（特定財源）							
一般財源	451,038	453,140	449,824	435,081	452,918	471,866	450,201	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	児童扶養手当受給者数	1,343	1,395	1,355	1,371	1,433	1,475	1,462
	特別児童扶養手当受給者数（参考）	156	148	138	154	160	158	159
	父子家庭受給者数（再掲）	—	—	—	—	60	71	74
	延べ児童数	25,087	25,254	25,356	24,665	25,158	25,764	26,000

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	障害判定医謝礼	0	障害判定医謝礼	23	障害判定医謝礼	70
	一般需用費	消耗品・印刷製本等	147	消耗品・印刷製本等	241	消耗品・印刷製本等	301
	役務費	郵便料	369	郵便料	453	郵便料	548
	扶助費	扶養手当費	654,270	扶養手当費	669,000	扶養手当費	672,273
			(延児童数 25,158)		(延児童数 25,764)		(延児童数 26,000)
	委託料	父子手当システム改修	827				
	報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,095	母子自立支援プログラム策定員	1,095	母子自立支援プログラム策定員	1,156
特別旅費		0		0		8	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	児童扶養手当受給児童数	2,060	2,145	2,175	2,167	—	
②	特別児童扶養手当受給児童数 (参考)	154	169	168	173	—	
③	父子手当受給児童数（再掲）	—	100	117	110	—	①の再掲（H22.8開始）

（問題点・課題分析）	・平成24年4月より児童扶養手当額の変更があり、受給者への周知をする。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。
②	22年度税制改正に伴う、特定扶養控除廃止（上乗せ分）の影響を無くすため、区独自の事務処理を行なう。	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乗せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 要 旨 問 状	<ul style="list-style-type: none"> ・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。 ・H19二定 申請主義の改善 ・H20 父子手当の創設
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	富安	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ひとり親家庭医療費助成事業費（030204-010401）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	2 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	① ひとり親家庭の父又は母 ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障がいがある児童				
内容	●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） ●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会に送付→連合会審査→区に請求→連合会に支払→連合会は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が一旦立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口へ持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。				
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在にいたる。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ●住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 ●住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから子ども（乳幼児）医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。（子ども医療は中学校修了前まで、ひとり親医療助成は18歳まで）平成19年度より補助金から財調に切り替え。				
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍により母子・父子の確認）年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	103,815	99,559	75,470	74,648	70,685	65,878	68,073	
①決算額（24年度は見込み）	98,320	81,136	74,262	70,239	66,431	68,360	68,073	
②人件費等	8,540	5,978	8,470	8,144	8,720	8,469		
③減価償却費					2,905	3,110		
【事務分担量】（%）	100	70	100	100	100	100		
合計（①+②+③）	106,860	87,114	82,732	78,383	78,056	79,939	68,073	
国（特定財源）								
都（特定財源）	64,338	64,174	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	704	345	0	0	0	0	0	
一般財源	41,818	22,595	82,732	78,383	78,056	79,939	68,073	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象世帯	1,482	1,477	1,424	1,421	1,408	1,435	1,435
	助成件数	38,580	30,585	27,471	26,823	25,766	25,883	25,883
	助成額	95,158	78,687	72,111	67,924	64,169	66,069	66,069
	(対象世帯前年比)		99.7%	96.4%	99.8%	99.1%	101.9%	100.0%

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需要費	事務用品、印刷製本	210	事務用品、印刷製本	155	事務用品、印刷製本
役務費	郵便料	145	郵便料	153	郵便料	163	
委託料	レセプト審査委託料	2,078	レセプト審査委託料	1,983	レセプト審査委託料	2,056	
扶助費	医療費	68,252	医療費	66,069	医療費	65,699	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	医療費助成対象者数	1,918	1,888	1,922	1,922	—	
②	対象世帯	1,421	1,408	1,435	1,435	—	
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 資格のある対象者がもれなく受給でき、適性に証を利用できるようにする。 受給者の増加にともない、現況届の準備作業が煩雑化することへの対応
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	証の使用方法を含めた制度を周知するため、様々な広報媒体を利用していく。	今後の受給者の利用方法の結果によっては、証の交付利用案内の内容を見直す。
②	毎年8月に全対象世帯で行う現況届用紙を、A3からA4に変更することで、準備期間を5日から3日に短縮する。	24年度の結果をふまえ、システムの改修で可能な作業の縮小化は、年度当初から交渉できるように示す。
③	住民税法の改正による特定扶養控除廃止の影響を無くすため、区独自の事務処理を行う。	今後も児童扶養手当法の改正なく、このまま制度が引継がれるのであれば、他の自治体のように税システムの改修をめざし、関連各課と調整を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議案 (要旨)	
--------------	--